

市第 163 号議案

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 7 号中「骨髓提供休暇」を「骨髓等提供休暇」に、「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

職員が末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する等の場合に特別休暇を受けることができるようにするため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（特別休暇）

第 4 条 職員は、特別休暇として次の各号に掲げる休暇を当該各号に掲げる場合に受けることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 骨髄等提供休暇 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しょう</sup>骨髄液の  
骨髄提供休暇  
血幹細胞移植のための末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は  
又は骨髄移植のため骨髄液を  
配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄液を  
骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

（第 8 号から第 16 号まで及び第 2 項省略）